

もりぐち児童クラブ「登録児童室」ご利用の保護者の方々へ

「登録児童室」は、地域の実行委員会に運営を委託しており、放課後等における安全で安心な遊びの場の提供を行うとともに、現場には主任パートナーと地域パートナーを配置し、児童の活動のお手伝いを行っております。

また、1年生から6年生までの全児童を対象とした事業であり、日常的には遊びを中心としてスポーツ活動のほか宿題・読書タイムなどを設けるとともに、近年少なくなった異年齢集団の交流促進による仲間づくりも行い、児童の成長にとって有意義な時間を過ごせる場所となるよう努めています。

さらに、「入会児童室」との交流や地域の方々の参画・協力を得て行う交流・体験活動も実施しています。

ただし、3歳以上の幼児及び一人で身の回りのことができない児童やパートナーの指示に従えない児童の利用については、保護者等の同伴が必要です。

御利用に際しては、友だちと楽しく過ごしていただくために、保護者の責任において、下記のことについてよく話し合ってください。

記

- 1 集団活動の場ですので、参加のためのルールを守っていただきます。
（例）挨拶をする、安全に気をつける、図書・遊具などを使ったあとは片付けをするなど。
- 2 主任パートナーや地域パートナーの指示に従って活動してください。
- 3 利用する際は、登録カードを提示し、帰宅時は登録カードを持って帰ってください。
（年度毎に利用登録は必要ですが、登録カードは卒業まで使用しますので、大切にしてください。）
- 4 利用児童の出入りは自由で、児童を預かる場ではありません。自由な遊びの場・学びの場・交流の場として、各家庭の責任で利用してください。
（例えば、貴重品の管理をはじめ、何時まで預かってくださいといったことには対応できませんので、御了承ください。）
- 5 ケガや事故の対応については、軽いケガはパートナーが応急手当を行います。状況に応じては保護者への連絡や病院への搬送等を行います。
- 6 午後5時まで児童クラブに留まらなければならない理由のある児童以外は、下校時の安全を考慮し、対象校で定められている下校指導時間に合わせ、午後5時の閉室時間に關係なく登録児童室でも下校指導を行い、帰宅いただきます。なお、開設時間中の出入りは自由です。
- 7 登録児童室を利用申請するにあたり、登録児童室からのお知らせや守口市から重要なお知らせ（臨時閉室等）を配信するため、マチコミメールの登録を行ってください。